

厚生年金と国民年金

1 一元化後の厚生年金

平成27年10月から被用者年金制度一元化により、共済年金に加入していた方も「厚生年金」が決定・支給されます。

しかし、従来の厚生年金保険の被保険者期間とは別に算定され、共済組合員期間の厚生年金は共済組合が決定・支給します。一元化後の厚生年金は下記のとおり分類されます。

なお、厚生年金保険制度は、就職している限り満70歳まで加入します。

期間	決定・支給期間	名称
民間・非常勤教員等	日本年金機構	第1号厚生年金
国家公務員	国家公務員共済組合	第2号厚生年金
地方公務員	地方公務員共済組合	第3号厚生年金
私立学校	私立学校共済事業団	第4号厚生年金

注：第2号、第3号厚生年金は、ともに公務員共済組合の厚生年金で、最後に所属した共済組合が合算して決定・支給します。

2 退職後に加入する年金制度

退職して再就職する場合、東京都の暫定再任用フルタイム勤務等は、公立学校共済組合一般組合員に引き続き加入となります。暫定（定年前）再任用短時間勤務、臨時的任用教職員、非常勤教員、会計年度任用職員等は、第1号厚生年金に加入となるため、再就職先で新たに手続きが必要です。

(1) 第1号厚生年金保険の加入手続

勤務する所属で手続を行います。「基礎年金番号通知書」など基礎年金番号がわかるものを所属の担当者に提出してください。

(2) 第1号厚生年金保険の加入期間がある女性の厚生年金

厚生年金の支給開始年齢は65歳です。ただし、女性に限り、第1号厚生年金の特別支

給の老齢厚生年金が65歳より早く受け取れます。支給開始年齢は、(4)の表「女性の場合の第1号厚生年金支給開始年齢（特別支給）」のとおりです。

(3) 収入による厚生年金の支給調整

厚生年金支給開始年齢以降（繰上げ支給を含む。）再就職して厚生年金保険に加入した場合、再就職先から支給される「報酬」(注1)と厚生年金月額(注2)の合計が51万円を超える場合、厚生年金の一部又は全額が支給停止となります。

この調整は、引き続き暫定再任用フルタイム等で共済組合員である場合も年金支給開始年齢に達した翌月から行われます（暫定再任用フルタイム等、公務員共済組合一般組合員である場合は、経過的職域加算額（共済年金の職域年金相当部分）も全額支給停止となります。）。

注1 再就職先の賃金等（標準報酬月額）＋過去1年間の賞与（標準報酬賞与額）の1/12

注2 すべての老齢厚生年金（民間会社、国家・地方公務員、私立学校）合算額の月額

※支給停止額については、P19図5参照

(4) 厚生年金の請求手続

すべての厚生年金の請求は、一括して行います。年金支給開始年齢到達の2か月前を目途に最後に加入していた（している）機関から請求書類が送付されますので、誕生日以降、添付書類を添えて提出してください。

請求書や年金期間に関するお問合せは、日本年金機構（年金事務所）、各共済組合のどちらでも受け付けます（障害年金については、初診日に加入していた実施機関）。

退職後、非常勤教員等でお勤めされた場合若しくは再就職されない場合は、お近くの年金事務所へお尋ねください。

※主な問合せ先一覧は、P23参照

第1号（民間会社勤務等）厚生年金の支給開始年齢が早くなる女性の方は、第2号から第4号まで（国家・地方公務員、私立学校教員）の厚生年金の請求とは別に日本年金機構から請求書類が送付されますので、先行して手続きをしてください。

女性の場合の第1号厚生年金支給開始年齢（特別支給）

女性の生年月日	支給開始年齢
昭29年4月2日～昭33年4月1日	60歳
昭33年4月2日～昭35年4月1日	61歳
昭35年4月2日～昭37年4月1日	62歳
昭37年4月2日～昭39年4月1日	63歳
昭39年4月2日～昭41年4月1日	64歳

(5) 提出書類

ア 年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）

イ 戸籍謄本（加給年金を請求する場合）

ウ 年金を受け取る金融機関の通帳（写）

エ 雇用保険被保険者証（写）

オ その他、個別に必要な書類

※添付書類等に変更がある場合があります。

うことになります。

健康保険（任意継続組合員、国民健康保険）とは別ですのでご注意ください。

（参考：国民年金保険料 月額17,510円
令和7年4月現在）

また、満65歳で老齢基礎年金を満額受給するための加入年数が不足する方は、厚生年金保険に加入しないことを条件に、65歳までの間、任意で加入することができます。

（参考：老齢基礎年金の額（満額 480月加入）については、新規裁定者（68歳以下の方）年額831,700円、既裁定者（69歳以上の方）年額829,300円となります。）

3 国民年金制度

昭和61年4月以降「国民皆年金制度」により、公務員も民間企業の方もそれぞれの年金制度に加入していると同時に、老齢基礎年金を受給するために国民年金制度にも加入しています。

また、扶養されている配偶者（満20歳以上60歳未満）も第3号被保険者の届出により、国民年金に加入しています。再就職で厚生年金保険に加入する際、被扶養配偶者の第3号被保険者の届出を忘れずに行ってください。

退職後、再就職しない場合、60歳未満の本人及び被扶養配偶者は、国民年金の加入が義務付けられています。区市町村の国民年金の窓口で手続きをするとともに、ご自身で保険料を支払

